

株式会社国際協力銀行法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の趣旨

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 11 号。以下「改正法」という。）により、株式会社国際協力銀行（以下「JBIC」という。）の業務に、スタートアップ企業等の支援や日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化に係る新たな業務が位置付けられたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うものである。

2. 改正の概要

新規則第 3 条関係

- 改正法では、デジタル分野やグリーン分野等の成長分野を見据えたスタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする観点から、JBIC の業務について、①特別業務勘定の対象にスタートアップ企業への出資・社債取得を追加すること（改正法による改正後の株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号。以下「新法」という。）第 13 条第 1 項第 2 号）、②海外事業展開を見据えるスタートアップ企業等への出資を可能とすること（新法第 11 条第 6 号）、③スタートアップ企業等の海外事業資金調達のための社債取得を可能とすること（新法第 12 条第 10 項第 8 号）等の改正が行われている。
- これらの規定の対象となるスタートアップ企業については、新法第 2 条第 7 号において「新規企業等」と規定されており、同号イにおいて、設立の日又は事業を開始した日以後の期間が十年未満の法人等を対象としつつ、「その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補完する必要性が低い法人等として財務省令で定めるもの」を除外することとされているところ、除外の対象とする法人等として、中小企業者等（原則として、資本金若しくは出資の総額が 10 億円未満又は従業員 300 人以下の企業）以外の国内外の企業の子会社を定めることとする。

新規則第 4 条関係

- 改正法では、日本の経済活動・国民生活に必須の重要物資・技術のサプライチェーンに組み込まれた外国企業や基幹となる産業基盤を提供している外国企業について、これらへの金融支援が最終的には日本の産業の国際競争力の維持・向上に資すると考えられることから、事業開発等金融による JBIC の資金提供先として認め

ることとしている（新法第 11 条第 4 号）。

○ 本規定の対象となる外国企業については、新法第 2 条第 10 号において、「特定外国法人」と規定されているところ、その具体的な対象については、以下のいずれかの事業を行う外国法人（外国金融機関等を除く。）とされており、具体的な事業内容について財務省令に委任されていることから、当該事業内容について定めることとする。

- ・ 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で重要な物資又は技術の開発（物資にあっては、製造を含む。）に関する事業であって、我が国の法人等若しくは出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化又は我が国の法人等若しくは出資外国法人等が提供する技術の提供の促進に必要なものとして財務省令で定めるもの
- ・ 情報通信技術を活用するための基盤の整備に関する事業その他の我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要な基盤の整備に関する事業として財務省令で定めるもの

○ 具体的には、上記の「…我が国の法人等又は出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化に必要なものとして財務省令で定めるもの」は、以下の事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化に必要なものとする（第 1 項第 1 号関係）。

- ・ 我が国にとって重要な資源の開発
- ・ 再生可能エネルギー源による発電に必要な設備等の製造
- ・ 蓄電池の製造
- ・ 船舶・航空機の部分品・附属品の製造
- ・ 医療機器の開発及び製造
- ・ 医薬品の開発及び製造
- ・ 電動機（モーター）の製造
- ・ 半導体（製造に必要な原材料及び装置を含む）の製造
- ・ 食料の生産（農業を含む）に必要な肥料、農機具その他の物資の開発及び製造
- ・ 低炭素素材の製造

○ また、「…我が国の法人等若しくは出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なものとして財務省令で定めるもの」は、以下の事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なものとする（第 1 項第 2 号関係）。

- ・ 人工知能関連技術の開発

- ・量子計算機その他の量子の特性を利用した装置に関する技術の開発
- ・バイオテクノロジーに関する技術の開発
- ・ブロックチェーン技術の開発

○ 「…我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要な基盤の整備に関する事業として財務省令で定めるもの」は、以下の事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要なものとする（第2項関係）。

- ・再生可能エネルギーによる電気の供給に必要な発電、送電その他の基盤の整備
- ・情報通信技術を活用するための基盤の整備（情報通信に係る人工衛星の打上げ、追跡及び運用を含む）
- ・医療

| | |-----| | その他 | |-----|

○ 条ズレへの措置等の所要の規定の整備を行うこととする。

3. 施行期日

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年法律第11号）の施行の日